

きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者により良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報を秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

◆児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について

適切な対応の徹底について

(二〇一〇・一・二六)
文科省課長通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があつては絶たないこと、

及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。

貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について(通知)(平成一六年一月三〇日。一五初児生第一八号)」、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」(平成一八年六月五日。一八初児生第一号)等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

(1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確認がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

(3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するな

ど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

◇オリンピック憲章（二〇一六年版）

（国際オリンピック委員会）
二〇一六・八・二 有効

第一章 オリンピック・ムーブメント

六 オリンピック競技大会

一 オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。大会にはNOCが選ばれ、IOCから参加登録申請を認められた選手が集う。選手は関係IFの技術面での指導のもとに競技する。

第四章 国内オリンピック委員会（NOC）

三一 NOCの旗、エンブレム、讃歌

NOCがオリンピック競技大会を含む自身の活動に関連して採用する旗、エンブレム、讃歌はIOC理事会の承認を得なければならない。

第五章 オリンピック競技大会

一 オリンピック競技大会の開催、組織運営、管理

三二 オリンピック競技大会の開催

一 オリンピアード競技大会はオリンピックアードの最初の年に開催され、オリンピック冬季競技大会はその三年目に開催される。

二 オリンピック競技大会を開催する荣誉と責任は、オリンピック競技大会の開催都市に選定された一つの都市に対し、IOCにより委ねられる。

三 オリンピック競技大会の開催日程はIOC理事会が定める。

四 オリンピック競技大会が開催されるべき年に開催されない場合、開催都市の権利は取り消されるが、IOCのその他の権利が損なわれることはない。

五 オリンピック競技大会を開催することで開催都市、OCOG、あるいは開催都市の国のNOCにもたらされる余剰金は、オリンピック・ムーブメントとスポーツの発展に役立てられるものとする。

◇日本学生野球憲章

（一九四六・二・二一 学生野球基準要項として制定）
（一九五〇・一・二二 日本学生野球憲章と改正し施行）
全面改正 二〇一〇・二・二四 最終改正 二〇一七・二・二七

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立って行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和二一（一九四六）年の制定以来、その時々新しい諸問題に対応すべく六回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縱とは対しては不断に警戒されなければならない。元来野球とはスポーツとしてそれ自身意味と価値を持つてであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」

と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原